

若者移住者の 住宅取得を応援します

～若者移住者住まいの支援事業～

新築住宅・中古住宅の取得費の一部を補助します!

※基礎が有り、居室・キッチン・トイレ・浴室の設備を有する部分の床面積合計が50㎡以上の家屋

横河川の桜

岡谷市インスタグラムフォトコンテスト t1y4m_cielo さんの作品

夫婦とも29歳以下の方
29歳以下の独身の方

最大100万円

夫婦とも39歳以下の方
39歳以下の独身の方

最大70万円

補助対象者の主な要件

- (1) 39歳以下の人。配偶者がいる場合は夫婦ともに39歳以下の人
- (2) 令和5年4月1日以降に住宅の新築工事又は購入の契約をした人
- (3) 取得した住宅の名義人である人
- (4) 市内に転入する人または市に転入してから3年以内の人
- (5) 転入日から起算して過去4年間に岡谷市の住民基本台帳に登録がない人



長野県 岡谷市 (おかやし)

長野県岡谷市幸町8番1号

TEL 0266-23-4811

E-mail sousei@city.okaya.lg.jp

【お問合せ】
企画政策部 地域創生推進課

※詳細は岡谷市ホームページをご覧ください。

若者移住者住まいの支援

検索



補助対象者の主な要件

- (1) 補助金の受給資格の認定を申請した日において39歳以下の者。ただし、配偶者がいる者は、夫婦ともに39歳以下である者。
- (2) 令和5年4月1日以降に新築住宅又は中古住宅（以下「補助対象物件」という。）の契約（購入の場合は、前所有者が三親等内の親族又は姻族でない者に限る。）をした者で、補助対象物件の登記名義人である者
- (3) 岡谷市に転入しようとする者（補助金の認定を申請する日から起算して過去3年以内に岡谷市に転入した者を含む。）
- (4) 岡谷市に転入した日から起算して過去4年間に岡谷市の住民基本台帳に登録がない者で、補助金の交付を申請する日までに岡谷市に転入できる者
- (5) 岡谷市へ転入後に、引き続き3年以上補助対象物件に居住する意思のある者
- (6) 自治会に加入し、地域の行事に積極的に参加する意思がある者
- (7) 岡谷市税又は前住所地の税（特別区民税を含む。）に滞納がない者

補助金申請の流れ

1 受給資格認定申請 取得に係る契約締結の日から起算して60日以内に申請してください。

《提出書類》

- (1) 受給資格認定申請書（様式第1号）
- (2) 戸籍謄本及び戸籍の附票
- (3) 申請時の住所地の市税等の納税証明書
- (4) 補助対象物件の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 補助対象物件の案内図及び平面図
- (6) 誓約書（様式第2号）

2 受給資格認定決定 認定の日から起算して1年以内に登記を完了してください。

- 受給資格認定決定通知書（様式第3号）により通知します。

3 交付申請兼実績報告

登記が完了した日から起算して30日以内又は登記が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

《提出書類》

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）
- (2) 世帯全員分の住民票（続柄が記載されたもの）の写し
- (3) 補助対象物件の取得に要した経費の領収書の写し
- (4) 補助対象物件の登記識別情報通知書の写し又は登記事項要約書
- (5) 補助対象物件の全景がわかる写真
- (6) 検査済証の写し（新築住宅に限る。）

⇒書類を確認し、補助金交付決定通知書(様式第8号)を通知します。

4 補助金の請求

- 補助金支給請求書（様式第9号）を提出してください。提出後、指定口座へ補助金をお振込みします。